

平成 29 年度 第 3 回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事概要》

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 9 日（金）10 時 15 分～12 時 00 分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 4 階 フローラ
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事
刈 谷 好 孝 高知県小中学校長会 会長
伊 藤 正 孝 高知県高等学校長協会 会長
吉 田 圭 一 高知県私立中高等学校連合会 会長
川 北 恭 弘 高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会 会長
池 永 彰 美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
森 田 洋 司 国立大学法人鳴門教育大学 特任教授
川 竹 佳 子 高知弁護士会
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会 副会長
青 木 巧 高知地方法務局人権擁護課長
門 田 純 一 高知県地域福祉部長
門 田 登志和 高知県文化生活スポーツ部長
田 村 壮 児 高知県教育長
依 岡 若 行 高知県警察本部生活安全部長
福 留 利 也 高知県中央児童相談所長
※欠席者 宮田 信司、中澤 宏之、時久 恵子、横田 寿生

4 概 要

(1) 会長あいさつ

今年度ネット問題、相談支援体制、地域での見守り体制について活発な議論をいただいていた。それぞれについて新年度、バージョンアップをさせていきながら対策を強化していきたいと考えている。

本日はネット問題、相談支援体制、地域との協働について議論いただくとともに、次年度以降どうしていくかについて、あわせて議論いただければと考えている。どうぞよろしくお願いする。

(2) 議事

本年度の連絡協議会で得られた主な意見と協議内容

事務局 《資料 1 に基づき説明》

会長

本年度の連絡協議会で得られた主な意見と協議内容について説明があった。質問、意見等あればお願いしたいが、これはよろしいか。

それでは議事の (1) 「平成 29 年度の協議テーマについて」、テーマごとの説明等協議

を進めたい。それではまずネット問題について、事務局から説明をお願いする。

① ネット問題に対する関心を高め、主体的な取組を推進するために

事務局 《資料 2-1、2-2、2-3 に基づき説明》

会長

条例の周知・啓発について関係機関の取組の報告があった。また、児童生徒の主体的な取組もこれまで以上に積極的に行われる予定である。様々な機会を生かし、広く県民の意識向上を図っていきたいと考えている。意見をいただきたい。

委員

県警における条例の周知徹底に対する取組について報告させていただく。高知県青少年保護育成条例の周知・啓発に関わる取組として、広報誌による県民に向けた広報計画。それから非行防止教室などを通じた少年、保護者に向けた啓発活動。さらには携帯、スマートフォン等の端末の販売店に対する注意喚起活動を3本柱として取り組んできた。

広報誌による啓発活動については少年女性安全対策課が各警察署を巡回し、条例改正に向けての巡回指導を行った上で、各警察署において県内17地区の少年警察ボランティアの会合やボランティアに対する専用の広報誌を通じて、県下約450名の少年警察ボランティアに周知徹底を図ったところだ。そして現在、少年警察ボランティアが県内各地域で家族からの少年相談の対応や、街頭補導等の活動を通じ、広く県民に対し条例改正内容の浸透を図っている。

またネット問題については、保護者と児童との間に知識や危険性の認識に大きな差があるので、少年サポートセンターからネット問題を題材とした啓発ハンドブックを作成し、発行したところだ。現在2万6,000部作成しており、広報各種、会合、非行防止教室、PTA集会といった場で配布し、保護者の責務などの条例の周知につなげていく計画だ。なお、このハンドブックについては、非行防止教室等で題材として活用することによって、スクールサポーターや警察署の担当者も実施しやすくなるよう工夫をした内容にしている。

次の非行防止教室を通じた啓発だが、少年サポートセンターが中心となって青少年のネット問題についての犯罪被害防止を主な目的とし、各警察署と連携しながら非行防止教室、PTA集会、教職員研修会などで講演等を行っているところだ。現在、少年サポートセンターが中心になっているが、今後各警察署の担当による教養の回数も増やしていきたいと考えている。その点について啓発ハンドブック活用が生きてくるのではないかということで、今後この活性化を図っていききたい。

最後、販売店への注意喚起について、各署において県内の携帯電話等の販売店、75店舗全て直接訪問し、青少年インターネット利用環境整備法の改正内容の遵守、今回の条例改正の内容について具体的に説明を行ってきた。これで明らかになったのは、法の周知徹底がきっちり図られていない店舗もあり、今後閉店や新規店舗も複数出ることから、周知徹底活動の継続と実態把握の徹底で、各業者が責務を果たせるように間隙のない対応をとっていききたい。

会長

かなり徹底してやっておられる。続いて法務局からお願いする。

委員

相談実績については年間を通じ子どもの人権 110 番を実施している。また強化週間を年間 1 回行っている。本年度 6 月に子どもの人権 110 番を強化週間として実施したところだが、平成 30 年度については 9 月 1 日を挟む 1 週間に期間を変更して実施する予定だ。

それから子どもの人権 SOS ミニレター、便箋と封筒が一体になった用紙を県内の小中学生全部に配り、相談を受け付けているところだが、その体制についても、来年度は少し時期を早めて 6 月中旬から 7 月中旬に実施する予定にしている。それに関連して条例については人権擁護委員が学校訪問をして人権教室を行っている。また法務局としても、携帯電話会社等と連携をしたスマホ携帯安全教室を行っているので、条例の周知については、それらの人権教室等を活用して周知を図っていきたいと考えている。

会長

それぞれ関係機関から話をいただいた。教育現場においてどうかということについて意見をいただければ。

委員

高校においては学校教育活動の中で周知、研修、協議を行っている。特にネット問題については保護者との連携が非常に大切になってくると考えている。高 P 連の研修でもネット問題を取り上げてやっている。使用の仕方等についても各学校でやっている。それからネットとは外れるが、各学校でいじめ防止基本方針を 3 月までに作成するようになっている。その周知等についても P T A 総会など色々な機会を通じて図っていかねばならないと考えている。

委員

小学校、中学校についてはほとんどの学校で小学校は高学年、中学校は全校生徒を対象にインターネットの使用、スマホ、携帯電話の使用について学校の実態にあった生徒、教員への研修を行っている。それと L I N E の怖さについて子どもたちに学校から指導している。また県警、法務局からも L I N E の正しい使用についての研修会等をそれぞれの学校で行っている。保護者については家庭で話をしてくださいとパンフレット、リーフレットを配布し、進めているところだ。

会長

今 P T A の話が出たが。

委員

高校になるが、ネットの問題についてはずっと 4、5 年ぐらいやっている。実際、保護者の位置付けはすごく大事。ある自治体は学校と保護者で契約をする。もし何かあったときにすぐ対応できるように。結局お金を払うのは親なので。学校の責任とか言われてる部分があるが、やはり親の責任という位置付けをはっきりしていけないといけないという話を何件か聞いたところだ。学校、地域ではなく、最終的には保護者がどうやって責任を取るんだということがやっぱり大事ではないかと今 P T A ではやっている。

会長

契約とは、どういう契約か。

委員

もし何かあったときに保護者に責任を取って下さいねという位置付け。

会長

例えば、いじめの加害者側になる場合もあるが。

委員

そういう場合もある。

会長

それぞれの機関において徹底して広報が行われているということだが、まだまだ今後も徹底していく必要があるかと思う。ぜひ、建設的に取組を進めていただきたい。

②実効性のある相談支援について

事務局 《資料 3-1、3-2、3-3 に基づき説明》

会長

SNS に対応した相談支援体制の構築に向けて先進地域の状況を踏まえ準備を進めているとの報告があった。また心の教育センターにおけるこれまでの活動状況を踏まえ、今後の注力ポイントについて話もあった。見立て、支援計画、支援実施、評価のPDCAサイクルをより徹底する必要がある引き続きあるんだとの説明もあった。以上を踏まえ意見をいただきたい。

委員

法務省人権擁護局において、SNS を利用した相談体制の構築を現在検討中だ。来年度、全国 1 カ所を試行的に実施し、再来年度からの全国展開を現在検討中。高知県教育委員会も現在検討中と報告があったが、どの程度検討しているか。

事務局

SNS を活用した相談支援については実施したいと考えている。ただ、どういう手法が一番効果的かを今検討している。

会長

一方向は実施するのではなかったか。それもディレイするか。

事務局

そこも含めて検討している。

委員

法務省としては双方向相談体制の構築を考えているが、まだ具体的な情報が入っていないので、具体的な情報が入ったら本会を通じて情報提供させていただきたいと思う。

委員

いじめとか不登校とか色々な問題に直接携わっているという立場から今後の充実に向けて二つのことを話したい。一つはワンストップトータルに向けて心の教育センターや学校支援のシステムができ、一定、今まで計画したことはとてもいい方向で進み、効果が出ている。今後を考えたとき、今、心の教育センターには来所、校内支援会の実行支援、それ以外にも色々な学校からの要請など広がっており、それをカウンセラーがやっている。ところが引きこもりの子どもさんへの訪問支援をする時間的な余裕がない。電話相談、メールもある。それから今度SNSを事業者が受けたとしても、それをどう返してどうするかは、やはり心の教育センターの心理職、福祉職、それから教育職になると思う。そのへんの人材が足りない。せめて訪問支援だけでも福祉、教育、心理の3人で関わってほしいと思ったら、最低でも2人は足りない。

二つ目は、緊急支援や色々なことが起こったとき、心の教育センターと人権教育課の事業内容が重なっている部分がある。人権教育課はどちらかというと指導。生徒指導だったり夢プロとかの事業も効果が出ている。心の教育センターは学校が本当に落ち着くようにしていくための支援。中身も本質も違う。だから相談に関することと指導に関することの事業内容の見直しが今後要ると思う。そして心の教育センターは今後のことを考えたら本当にしんどい状況にある子どもたち、親御さん、またそういう人たちに関わっている先生たちのセーフティーネットになる。今、たくさんの支援が必要な子どもたち、親が来ている。指導と支援と両方というのは難しい。どこが中心に支援、指導をやるのかの見直しが出てくるのではないかな。

そしてスクールカウンセラーの実力を上げる必要がある。ずっと心の教育センターが支援会に入っていくわけにはいかない。見立て、手だて、見通しができるスクールカウンセラーに育ててもらう必要がある。

事務局

様々な相談事象で当センターに相談に来られることは実態としてある。来年度に向けて当センターとしてはどういう業務を主にやるか。SSWはSSWとしてきちんと機能ができていくかどうかを検証した上で、再度、来年度に向けた業務の割り振りを検討し、周知をしているところだ。今まで増加してくる相談件数に対して対応してきたわけだが、次年度以降はもう少し各専門性に基づき、役割分担を明確化した上で、さらに機能的、効果的な支援の在り方はどうなのかということも現在検討している。スーパーバイザーの助言も受けながら体制強化に向けて対応したい。

会長

いじめ問題についてチーム学校で対応するようになってきて、学校経営計画の中にいじめ防止基本方針に基づいた対応の在り方について、しっかり学校ごとにPDCAサイクル

を回す形になってきている。決してやりっぱなしになっていたり、絵に描いた餅になったりということは全然ないと思っている。

ただ一つ課題として、引きこもりになっていて学校との信頼関係が結ばれてなく、いわゆるノーケアになっている場合は非常に問題ではないかという話をこの間も関係の皆さんと話をさせていただいたところだ。この問題についてしっかりと体制を組み上げないといけないのではないかと思っている。

それとSNSの相談についても、一方向ならまだしも、双方向になると相当のノウハウとマンパワーがかかるんじゃないか。いのちの電話というのがあり、本当は365日、24時間化したいが、相談に応じていただいている方は、大変なご苦労があってそういう体制をなかなか組めないでいる。やはりSNSで双方向になったとき、相当マンパワーが要ることになる。それとこれも体制をどうするかということに関わってくる。事務局からも話があったように役割分担をよく考えた上で対応できればそれが一番いいと思うが、追加的な対応が必要かもしれないということであれば、年度途中であっても体制の在り方を考えていきたい。

それと2点目の人権教育課と心の教育センターとの役割分担について。やはり明確に役割分担したほうがいいということか。

委員

切り分けることはできないが人権教育課は指導的な面が強いと思う。それも必要。学校にやってもらうところは、きちっと言ってもらう必要がある。でも、心の教育センターの役割は、今疲弊している先生たち、子どもたち、色々なところが元気を出すようにやっていく部分だから指導はほとんど要らない。

それから事例が起こったときに心理的に見ていくのと教育職として見ていくのは立ち位置が違うので、思いが違うことがあって当然。学校現場が戸惑わないようにするには、入るときの立ち位置の違いというのは大事。そうすると業務内容も違ってくると思う。

会長

年度を通して考えさせてもらいたい。

委員

急がないので。

会長

後者は、ちょっとじっくり考えたほうがいだろう。

委員

対応しなければいけない事例、非常に難しい対応が増えている。それはやはり専門的な対応が要る。それでないといつまでも終わらない。やっぱり普通の対応、普通のやり方では終わらない。そういうこともあって、分けたほうがいいんじゃないかということ。

会長

いじめ問題、深刻な事態を把握すると人権教育課はそれを把握し、各学校に対して一定指示を出し、私のところまで上げてきて最終的に庁全体としてどう対応するかということを考える。福祉の面も含めて。だからどうしても指導という方向に、心の教育センターは寄り添って支援という形になる。その違いというのは確かにあり、同じ問題に二つの方向から来てる場合が学校現場においてあるんだろう。そのへんはどう運用していくのが一番いいか、もう少し時間をいただき、考えさせていただきたい。

事務局

先ほど引きこもりの対応について意見が出たので補足をさせていただく。ご承知のように県内では福祉部局を中心に引きこもり支援の窓口がある。ケースによって心の教育センターと若者サポートステーション、精神保健福祉センター、そうした関係機関と連携をしながら効果的な支援がどうあるべきかということも現在も協議している。今後についても、各市町村、福祉部門、そういった専門的な窓口と連携を強化しながら体制強化を図ってきたい。

会長

いずれにしても引きこもりの方への訪問支援、電話支援、SNS、こういうさらに追加的に対応しないといけない課題についてどう対応するかについて、次回また説明させてもらう。当初予算で対応できてなくても年度途中でも新たな追加的に対応をすることもあり得る。全体と体制等も相談しなければならないが、アドバイスをいただきながら検討を深めたい。

委員

引きこもりと相談支援体制に関することだが、引きこもりの対応については専門性が高いものが要求されると感じている。それと相談支援体制についてだが、現場で問題が起こったとき、経験上一番学校として支援を受けてよかったなというケースは、先ほど出てきた見立てということだと思う。見立てがしっかりして見通しが立てば、学校としてもチームとして対応がしやすい。一番学校として悩ましいのは見立ての部分。

これを専門的、客観的にこういう構造ですよと言っていると、すごくすっきりして対応が進んでいくこともある。と同時に相談に行ってみ立てをしてもらうときに、人権教育課が同席したり努力はしていただいているので。現状では人権教育課と心の教育センターの両方から共通の認識で対応する体制は取っていただいているので、学校現場としてはありがたい状況。

会長

その連携を改めて課題もいただいたのでさらに改善できるように対応していきたい。どうしても人権教育課は、重大事態のときには、ちょっと強く言わないといけないときがある。ここは前に踏み込んでいじめがあるという前提で対応すべしみたいなことを言ったりする場合もある。現場での連携の在り方がどうかというのは改善できるようにしたい。

委員

重大事態の報告等についてだが、文科省の考え方もいじめがゼロというのはおかしいということを確認していただいた。これはやはり大事なことかと思う。いじめは必ずあるんだという視点と姿勢で学校が臨むのは大変大事なこと。その延長線上に人権教育課への報告や重大事態として捉えるという視点を持つことはとても大事なことだと思う。学校現場も言われてからやらないといかんという感覚ではなく、むしろ出しやすい状況になっていると思う。

委員

委員から今後のことも含めて言っていただき、その中で気が付いた点だけ申し上げる。まず引きこもり。これはやはり前段階として不登校という問題をしっかりみんなで対応していくことが非常に大事だと思っている。ケアのルールに載らない子どもの一つの類型が不登校の場合は引きこもり。それが高等学校段階になると、かなり福祉部門との連携が効いてくるが、義務教育段階では非常に難しいケースがある。やはり学校教育の中でそれをどうしていくかというだけでは限界がある。さまざまなNPOが活躍する時代になっている。高知県も全国の引きこもりの親の会の組織の支部があり、かなり活動してきている。そういう様々なNPOの活躍、引きこもりだけに限らず非行少年、様々な貧困にあえぐ子どもたち、いろんな社会的弱者といわれるところへ支援の手を差し伸べていくような活動をもう少し県としても支援していく。今の状況の中で財政的にも非常に厳しい団体が多いと思う。民活の活性化というか、これも手がかりにしながら進めることは一つの在り方と思っている。

それからSNSについて、これは高知県も今検討中と言っているが、恐らく来年度、全国約半数の都府県が手を挙げる状況になっている。当初は試行的に計画していたが、本格的実施にさせてもらっている。そのために前回の補正と、来年度の概算を合わせて設置しようとなっている。双方向にしても一方向にしてもLINE、Facebook、ストップイットという団体もやっている。それぞれ特色はあるが、それらが緩やかな共同体をつくるように私のほうからもお願いをしてつくっていただいている。そういうところが一つの受け皿になりながら、どこがふさわしいメニューを持っているのか相談しながらやるのが大事と思っている。だから高知県の場合もそういう団体と緩やかに連携しながら組んでいると思う。それから24時間はとてもじゃないけど無理。大体多くは午後5時か6時から10時。

会長

まあ、夕方。

委員

夕方。この時間に限定するという方向で双方向はやっていくと。ただ匿名性を確保しながら緊急事態に対応するのは非常に難しい問題がある。相談なので何でも入ってくる。色々試行していただき、情報も整理し、コストも抑えながら進んでいき、それぞれの課題をどんどん出していただく。高知県も試行段階でそれをやる方がいいと思う。また、スマホを持ってない、あるいはスマホを持っていても電話代がかかる。そういう子どもたちに

どういう具合に相談をしてもらえるかということも考えていただきたいと思っている。例えばどこかに活用できる場所を設ける、あるいはスマホを貸し出しする。いろんな手があるがやはりそのへんは難しい。情報弱者だけでなく社会的弱者に陥ってしまう子どもたちを今後どうしていくかも、一つの大きな鍵と思っている。

会長

参考にして対応していきたい。

委員

引きこもりの方等の話について感じるどころがあったので意見を述べる。いじめを発端として学校に行きづらくなった。そのいじめは重大事態になるようないじめではないが、本人の中では学校に行きたくなくなるようなことが実際あるようだ。学校は対応していじめ自体はなくなったと終結をした場合でも、その対応の仕方によってはお子さん、あるいは保護者に学校に対する不信感のようなものがどうしても残ってしまうことがあって。学校との連絡が密ではなくなってしまう、支援のルートから外れてしまうような方が、仲間を求めて非行に走るような事案に関わっていくと、どこどこでいじめにあって学校に行きづらくなってこういう道になってしまったという話が出てくるのが少数ではなく、実際のところある。そうなった場合、保護者と学校とのルートも断たれ、どこにも相談に行けなくなってしまったという話も聞く。

実際刑事事件になると、少年サポートセンターなども事件が終わるまでは受け入れができないといった事態がどうしても生じてくる。まだ義務教育の間は学校に戻ることができるので学校との連絡を密に取りながらということもあるが、これが高校、専門学校に上がっていくと、少年事件になったということで退学という話も出てきてしまい、さらに受け皿がなくなってしまいうということもある。支援のルートが難しい方への対策も、そろそろ回ってきてもいいのかなという思いもあって。ちょっと考えていただく中で参考にしていただければ。

会長

そういう難しい事案にどう対処していくか。個別ケースについて心の教育センターで対応してきているわけだが、その中でわれわれとしても何か足りないところがあるんじゃないかと、そういうことをちょっと掘り下げて考えてみる。

委員

今学校にはどんないじめであったとしても結果として不登校につながるのであれば、それは重大事態ですよということを強く言っている。だから、原因はどうあれ、不登校につながっていれば、学校としていじめ重大事態としてしっかりケアしていく。原因も探って対応を考えていくことを今していただいている。

委員

現時点でそのように動いていることは承知している。ただ、小学校のときにそういうものがあつたことを中学校になってからおっしゃる方もいて。本人も既に納得された話にな

っている場合でも、後々心に残っている場合もあるという意味で話をさせていただいた。本人の気持ちの中でいじめが根っこにあるようなものは統計上現れない部分もあるのかなという思いがあるので。現在の対応はいじめを発端とした不登校も重大事態として扱っているということはとても心強く思っている。

会長

確かに教育の話は、今からこうしますからいいですよにはならない。それまでの間、大変だった子どもたちをどうするかという問題も引き続き残る。だからおっしゃるとおりで、重大事態として認定をするという方向とともに、既に起こった事案にどう対応していくか。引きこもりにとどまらず、例えば非行とかになっている場合、どうケアしていくかについての体制の在り方。その辺りをよく検討させていただきたい。

事務局

資料3-2を見ていただきたい。先ほど委員からあったように、ささいなこともしっかり拾い上げをしていく。そしてそれをしっかり次の学年、次の学校へつないでいく。そういったことを、今後さらに周知をしていきたい。そのためにも校内支援会をしっかり充実させていきたいと思っている。

会長

資料3-2の1、校内支援会の強化の3番目、リスクレベルの低い児童生徒への支援の徹底。ここも一つのテーマとして検討していただきたい。今後、既にそういう連鎖に陥ってしまった場合の対応をどうするかも大切。

委員

ささいなことだが大事なことだと思い、一つ挙げさせていただく。いじめがあつて結果として不登校被害が出た。国の解釈はそのいじめの事実があつたとして、その間に因果関係が認められなくとも、不登校が生じた場合には重大事態として捉える解釈をしている。つまり因果関係が認められなければ、それは重大事態にならないという解釈。そのところは直結しないということを、一つ押さえていただきながら、未然に疑わしいものについて、全件組織的対応をするという方針で対応をお願いします。

委員

先ほどサミットの話が出た。いろいろと子どもたちに考えさせ、提言させることはいいが、それを自分たちの学校でどういう具合に実施し、検証するか。この姿がちょっと見えてこない感じがする。そうすると一過性のイベントに向けてのエネルギーと子どもたちの労力の集中に終わりかねない。子どもたちが主体的に取り組み、集大成の一環としてこれを十分活用し日常の活動へ下ろしながら、その活動を地域、市町で検討し、さらにステップアップしていくという方向へ導入するいい機会だと思う。ぜひ検討いただきたい。

事務局

会援隊については県内から募る。そのメンバーは市町村のリーダーになり、各市町村の

サミットを実施するところまで計画的に進めていながら、自分たちの学校にあったものはどういったことが必要かということを検討していく。そして、サミット後の成果がどのように影響したのか、子どもたちが先生方と一緒に検証しながら取組につなげていき、31年度のブロック協議につなげていきたいと考えている。

会長

いじめサミットをする、方針をつくるというだけで気持ちのありようが変わってきて、非常に教育効果としては大きいと思う。ところが、その決めた方針が実際に実行されているか、いじめが減ったかどうか、そういうところまで実際に検証する方向でやっているか。

事務局

子どもだけでは難しい部分があるかと思う。子ども自身が主体的にやったことを、さらにどういうことができるのか、あるいはどういう変容があったのかというところを先生方に助言をもらいながら進めていきたいと考えている。

委員

資料 2-3 の学校への周知とはどういう意味での周知になるのか。

事務局

資料の一番左に取組例と書いている。これは例であるがサミットを開催するまでには準備期間が必要である。そのときに市町村単位のサミットをリーダーが企画立案していくことになるかと思う。先ほども説明したように会援隊を組織して高い意識を持ったリーダーが市町村のリーダーにもなりうると考えている。しっかり段階を追って、計画を立てながらサミットにつなげていきたい。

委員

市町村の代表を各学校に周知するわけだろう。周知のタイミングを逃せば計画が全てずれていくんじゃないか。

事務局

4月になったらできるだけ早い時期に市町村を通じ、学校に協力をお願いしたいと思っている。

会長

市町村へというのが教委なのか、学校長なのか、それとも市町村の会援隊の構成員なのか、市町村の各学校の児童会生徒なのかということが分からない。

事務局

市町村の教育委員会に伝える。実施の仕方については各市町村で違うと思う。どのような展開をしていくかについては県と市町村で話をしながら進めていきたいと思っている。

委員

市町村の代表というのは誰か。代表が各市町村に伝えるように聞こえた。市町村の代表は生徒か。

事務局

児童生徒だ。各市町村、各学校から代表の児童生徒に集まっていただき、自分たちで企画立案をしていくことをイメージしている。

会長

それは会援隊だろう。

事務局

会援隊は県でするもので市町村に情報を出していく。市町村は市町村のリーダー市町村のサミットを実施するための企画立案をしていく。

会長

会援隊で決めたことは市町村のリーダーたちに伝えていくことになるか。

事務局

そうだ。

会長

会援隊があつて市町村代表の児童たちがいて、その子たちに伝えていくという形で周知していこう、みんなに広げていこうということだと思う。

委員

すごくいい取組なのでそれぞれの校長におろすタイミングを計りやったほうがいい。4月から6月の3ヶ月、学校行事もタイトになっているのでどういう形で校内でやっていくか。特に中学校は生徒総会があるので早めにやれば一気に生徒総会で確認ができ、今後の取組もできていくんじゃないかと思うので。できるだけ早いほうがいいと思う。

③学校を支える地域全体の見守りについて

事務局 《資料 4-1、4-2、4-3 に基づき説明》

会長

学校支援地域本部がない51校については学校経営計画にしっかり明記して、少なくとも31年度までに22校は設置をしてもらうようにしようというのが第1。2点目が支援地域本部が設置されている241校のうち、平成30年度には28校を目標として各市町村ごとにモデル校をつくる。そのモデル校に協働本部化をしてもらうようお願いし、その経験を基に31年度以降、いかに全県下的にそれぞれの市町村で広げてもらうかの協議をさせていただく。ご意見あるか。

委員

高知県版地域学校協働本部ということだが、ノウハウをまとめたモデル事例集を小中の校長先生にそのままぼんといってもなかなか難しい。未設置の学校は地域学校協働本部自体がどういう形で運営したらいいか、まだはっきりしなかったり、立ち上げたがなかなか機能してないケースがある。会などでよく聞かれるのが、小学校はすごく地域の方が入っていきやすいが、中学校はちょっとという方もいる。それを解消するためにも事例集は非常にいいと思うが、これを周知する方法は何か考えているか。

事務局

学校支援地域本部自体を拡大していくに当たり、学校長の理解が重要だ。平成28年度に各学校長のところを1軒1軒回り説明し、理解をいただいたことが非常に良い流れになったと考えている。そういった経験を生かし、モデル事例集を3月に配った後、6月までに全ての小中学校を連携担当指導主事が1軒1軒回り、顔を突き合わせて説明をさせていただく。

会長

徹底してやるということだ。

委員

私も実際に学校に行かせていただいたりした。大変いい試みだと思う。いかに開かれた学校づくりを進めていくかのところで学校長の理解は非常に大事。ただ、どこまで徹底して開かれたものにしていくか。例えば、子どもたちの学力は大変重要な要素になっている。小学校辺りのつまずきというのは、先ほども出た不登校、引きこもりの大きな要因の一つとなる。ちょうど中学年辺りが非常にウイークポイントになっている。それを外せば算数なんて分からない、分数すらどうにもならないという状況が出てくる。地域の方々、あるいはいろんな方々が教室へ自由に見に行かせていただけたところまでやっぱり必要なのかなと思っている。

そういう風に地域が開かれるため、例えば問題行動等についても今年うちの学校のいじめの取組は、認知件数は、対処率は、どういう重大事態が出たということも地域へ情報を開示していく。そういうものをどれだけ地域との連携に当たって開いていくかが大変重要だと思う。

私が寄せていただいた赤岡小学校では、われわれが入っていても、子どもらは何者が来たのかという顔はしない。普段どおり。実に子どもたちが地域に溶け込んで地域と融合した形の学校づくりというのが進んでいる。これなんかは一つのいいモデルだろう。やっぱりここまでいかないと地域とともに子どもたちを育てるという意識が高まっていかないと、この辺りの見通しは、どう立てているか。

事務局

資料4-2 上段に高知県版地域学校協働本部の3要件がある。その中に学校と地域との定期的な協議の場の確保というところがある。この中身は地域の方に学校の状況を伝え、それに対して地域は前向きにこういうことができる、こういうことを一緒にやろうと意見と

して出していただき一緒に解決をしていく。そのためには学校で虐待が何件あって、いじめは何件あるんだということもしっかり伝えた上でやっている。だから基本的にはこういうことを地道に詰めていくことでおっしゃった形にも到達、達成していくと考えている。

委員

期待している。

高知県いじめ防止基本方針に基づく取組

①学校におけるいじめ防止基本方針の策定について

事務局 《資料5に基づき説明》

会長

教育大綱そのものは毎年度P D C Aサイクルを回して改定をしている。学校経営計画も毎年度P D C Aサイクルを回して改正を積み重ねている。その中にいじめ防止基本方針に基づく諸事項もほとんど入っているわけだが、基本方針とより連動させる形で学校経営計画をつくることで、なお一層P D C Aサイクルを徹底していきたいということだ。

②その他

事務局 《資料6-1、6-2に基づき説明》

会長

次年度以降のテーマについてあらかじめ意見を伺い、次年度以降のテーマ設定に生かしたい。いじめ問題についての会議という名称になっているが、厳しい環境にある子どもたちの対策全般について協議しようということであり、より幅広くテーマを設定する考えもある。もし意見があれば教えていただきたい。

委員

学校経営計画の中に位置付けながら基本方針を回していくことは大変評価している。

その上で、あえて一言申し上げる。教育現場でのいじめ防止対策推進法の解釈がずれている。第一条は三段の論理構造になっている。前段は法律の経緯とし大津市の件を暗に示すような形で色々ないじめの被害がある。身体、生命に重大な被害を及ぼす可能性もある。これが第一段目の論理。続いて「そのことに鑑み」とあり、目的は「児童等の尊厳を保持するため」、これが第二段目。そして第三段目はいじめ防止対策を講じる。こういう三つの論理構造。ところが学校の取組を見ると、いじめがまずあり、その後に対策があるんだと非常に解釈が狭い。この法律の最終目標は児童の尊厳等を保持するためという大きな目標に向かっていく一つの切り口。現場ではどうもいじめがまず頭にあって、定義は、いじめは事実か、判断はどうするかというところから出発して様々な混乱が起こっている。われわれも、もっと法律を広く解釈してくださいと説明せざるを得ない。児童等の尊厳を保持するという教育指導の理念を掲げた上でいじめを取り上げているところへシフトしていただかないと現象に足を引きずられて、本来の行うべき教育が薄くなる。この点は一つご留意いただきたい。

それからもう1点は基本方針の下ろし方。教育大綱、学校経営計画を踏まえながらPDCAを回していったらいいが、それをいかにして自分の教科、指導案へ盛り込むか。さらに学級会活動をどういう具合にするのかという手だてが分かりにくい。これをしっかりと習熟してないと本来の基本計画が具体化され、実効性のあるものにならない。さらには、それを評価するにしても成果目標が出てこないということになりかねない。そこをしっかりと研究していただく必要がある。画一的なものではなく、いろいろなモデルを示すような姿勢を県で取っていただかないと。各学校、各先生方には難しいと思う。やっぱり県の教育センター、あるいは担当でしっかりと詰めながら指導案のモデルをつくっていただく作業も必要。

だから先ほど申し上げたサミットの成果でも、もう少し具体化されたレベルでの評価指標を立てながら基本方針をチェックしていくことが一番実効性を高める方法かと思う。

会長

特に子どもの尊厳そのものが非常に侵害されている場合があつて。その尊厳の回復こそが最終目的なのだ。そこが非常に大事である。いわゆる人権の侵害とか尊厳そのものが非常に侵害されてしまっている状況に対する対処力をどう上げていくか。

委員

今おっしゃったことは、重大事態に答えがある。この重大事態は行為の重大性ではない。何が重大かということと子どもの尊厳等を損なうことの重大さ、強さによって、重大事態かどうかを本来は振り分けるのが法の趣旨。

それと児童の尊厳が損なわれた場合もあるが、その尊厳さえ自分自身でも認められない、あるいは損なっても何とも思わないような文化風土。教育の言葉で言うと自尊感情、あるいは自己肯定感。この間の教育再生実行会議で自尊感情のデータが出ており、いろいろなものに関連している。社会貢献も大きく関係するし、地域での自分の有効性、学力、あるいはいろいろな活動への意欲。いろいろなデータを取って相関を見ても自尊感情は児童等の尊厳の根幹。こういうものをいかにして育てていくか。かなり日本社会の教育文化を改革しないといけない部分が含まれている。日本は自尊感情が押しなべて低い。大人もそう。ということは我々の持っている文化状況の中にある一定の生きづらさみたいなものがあつて、それが自己否定感につながっている。そういうところまでこのいじめ問題は切り込んでいくようになると私は思っている。

会長

非常に根底の部分に踏み込んでいく。いじめによっていろいろな尊厳が侵害されたことを、どう回復していくかという視点を大事にして自己教育していく、そういうことか。

委員

そうだ。

会長

あとはDOの仕組みをより具体的に現場の先生方がどう対応すべきかというところまで踏み込んでいく。分かった。

本日いただいた意見を基に、今後さらなる向上、次年度以降の対応、さらなる進化に向けた検討を深めてまいりたいと考えているので、どうぞよろしく願います。